

改正大気汚染防止法の概要

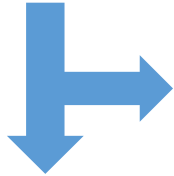
(令和2年6月5日 公布)

工事着手前

① 事前調査の実施



① 事前調査の結果を報告、工事現場への掲示



その他の工事
(石綿含有建材なし)

届出対象特定工事
(レベル1, 2)

特定工事
(レベル3)



① 作業計画の作成

① 発注者や下請負人への説明

工事開始
14日前まで

② 作業実施の届出

届出対象外



① ② 作業基準の遵守、作業実施の記録



① 作業完了の報告、記録の保存

工事終了後

①: 元請業者の責務 ②: 下請業者の責務 ③: 発注者の責務

レベル1~3すべての解体・改修工事が規制対象になります！

※レベル3建材が新たに特定建築材料に加わり、作業基準が設けられました

●事前調査について●

- ・一定規模以上のすべての解体・改修工事が対象
- ・書面調査+目視調査 → それでも不明なら分析調査
(石綿ありとみなして作業する場合は分析調査不要)
- ・調査に関する記録の作成、保存(3年間)
- ・調査結果を電子システムにより山形市に報告(R4.4.1から)
- ・調査を行う者の限定(R5.10.1から)
- ・事前調査を行った者の講習修了証や登録証の写しの保存(R5.10.1から)

NEW

●作業計画から完了まで●

- ・レベル1~3すべてにおいて作業計画を作成
- ・レベル3除去時の作業基準の遵守
- ・掲示板の大きさはA3版以上
- ・事前調査に関する記録の写しを工事現場に備え置く
- ・調査者等又は石綿作業主任者による取り残しがないこと目視確認
- ・立入検査の対象範囲の拡大(現場、営業所、事務所その他の事業場)

NEW

●作業完了後について●

- ・発注者へ書面による作業完了の報告
- ・作業記録、完了報告書の写しの保存(3年間)
- ・作業完了の目視確認を行った者の講習修了証や登録証の写しの保存

NEW

●作業基準

作業レベル	レベル1	レベル2		レベル3	
		(切断、破砕等あり)	(切断、破砕等なし)	(仕上塗材)	(石綿含有成形板等) ※原型取り外しが基本
隔離養生(○: 負圧あり、△: 負圧なし)	○	○	△	△(電動工具使用時)	△(ケイ酸カルシウム板第一種を切断、破砕等する場合)
集じん排気装置の点検、負圧の点検、排気口での粉じん測定	○	○	—	—	—
薬液湿潤化	○	○	○	○	○(切断、破砕等する場合)
薬液固化	○	○	○	—	—
養生撤去前の濃度測定等による確認	○	○	—	—	—
調査者等又は石綿作業主任者による取り残しが無いことを目視確認	○	○	○	○	○

●注意すべき建材

- ・石綿含有パーミキュライト吹付け材及び石綿含有パーライト吹付け材は作業レベル1に該当する
- ・ケイ酸カルシウム板第一種は石綿含有成形板等(レベル3)に分類されるが、飛散のリスクが高いため、通常のレベル3建材よりも十分な対策が必要
- ・ケイ酸カルシウム板第二種は石綿含有保温材等(レベル2)に分類される
- ・下地調整塗材(モルタル、セメント等)は石綿含有成形板等に分類されるが、飛散防止対策のため仕上塗材と同様の作業を行う。

●事前調査不要の作業

- ・木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものを取り外す作業で、周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- ・釘の抜き差し等工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
- ・既存の塗料の上に新たに塗料を塗るのみの作業
- ・国土交通省、経済産業省、農林水産省、防衛装備庁により石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

●事前調査結果の報告対象(R4.4.1から)

- ・建築物の解体工事で床面積の合計が80㎡以上
- ・建築物の改修工事で請負代金の合計が100万円以上
- ・環境大臣が定める工作物の解体、改修工事で請負代金の合計が100万円以上

●事前調査の実施者の限定(R5.10.1から)

- 書面調査、目視調査を行える者(調査者等)
 - ・特定建築物石綿含有建材調査者
 - ・一般建築物石綿含有建材調査者
 - ・一戸建て等石綿含有建材調査者
 - ・一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
- 分析調査を行える者
 - ・厚生労働省が定める分析調査講習の終了考査に合格した者
 - ・石綿分析技術評価事業により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者
 - ・アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)の修了者
 - ・建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)の合格者
 - ・アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター